

桂 総 第 3 2 0 号
令和 7 年 1 2 月 4 日

見積参加希望者 殿

独立行政法人 水資源機構分任契約職
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩
(公印省略)

見 積 依 賴 書

- 1 件 名 一庫ダム公用車車検等業務
2 施行場所 受注者営業所
3 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
4 内 容 等 別途、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、入札心得書等を熟読のうえ、見積書のご提出をお願いします。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 本店、支店又は営業所が兵庫県、大阪府または京都府内に所在することとします。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAXとします。（※FAX番号は、4)に記載された番号）
なお、FAXによりがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留その他配達の記録が残る方法に限る）も可とします。
- 3) 見 積 書 提出期限 令和7年12月16日（火） 10:00 まで
- 4) 提 出 先 京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68 桂川・猪名川ダム総合管理所
FAX 0771-72-0460
- 5) 担 当 者 総務課 田村
- 6) 見積回数 2回を限度とします。
なお、当初の見積徵取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡します。
- 7) その他の
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の差し換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。
- 4 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

仕様書交付希望届

| | | | | | | | |
|--|---|--------------|--------|--------------|--|--|--|
| 宛 先 | 独立行政法人水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所 総務課 田村 宛て | | | | | | |
| | 電話番号 | 0771-72-0171 | FAX 番号 | 0771-72-0460 | | | |
| 発信者 (※必須) | (会社名) | | | | | | |
| | (担当者名) | | | | | | |
| | 電話番号 | | FAX 番号 | | | | |
| 件 名 | 仕様書等の交付依頼 | | | | | | |
| 以下の件名について、仕様書等の交付を依頼します。 | | | | | | | |
| <p>○見積依頼件名 一庫ダム公用車車検等業務</p> | | | | | | | |
| <p>○くじ用数値 くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。</p> <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| <p>○「桂川・猪名川ダム総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。</p> <p>承諾する。 <input type="checkbox"/></p> | | | | | | | |

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

| くじ用数値 | | |
|-------|---|---|
| 1 | 2 | 3 |

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) • 同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
• 同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例) • 同価格者が2者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| ○○工務店 | ¥500,000- | 0 | 123 |
| □□工業 | ¥600,000- | | 999 |
| △△組 | ¥500,000- | 1 | 4 |

123+4=127
127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

- 例) • 同価格者が3者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| ○○工務店 | ¥500,000- | 0 | 123 |
| □□工業 | ¥600,000- | | 999 |
| △△組 | ¥500,000- | 1 | 4 |
| ◎◎工業 | ¥500,000- | 2 | 1 |

123+4+1=128
128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。